

町の掲示板

4月の納税

町税、国民健康保険税の納付はお済みですか？
まだお済みでない人は早めの納付をお願いします。

町の人口

人口

2万6529人(+31)
男性：1万2932人(+18) 女性：1万3597人(+13)

世帯数

1万0134戸(+10)
平成24年2月29日現在 () =前月比

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線151)

DV(ドメスティック・バイオレンス) 相談窓口のお知らせ

DVとは、配偶者や恋人などから受ける暴力です。身体的な暴力だけでなく、怒鳴る、脅す、電話や外出を制限するなど暴力にあたります。一人で悩まず、ご相談ください。

▶相談窓口

●福岡県配偶者暴力相談支援センター(粕屋)

☎ 939-0511

(平日8時30分～17時15分、祝日を除く)

●女性相談所

☎ 711-9874

(平日9時～17時15分、祝日を除く)

●配偶者からの暴力相談電話

☎ 716-0424 (平日17時15分～24時、土日祝日9時～24時)

●かすや地区女性ホットライン

☎ 401-5353

(毎日10時～17時、木曜19時まで延長。祝日を除く)

※すべて年末年始を除きます。

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線154)

「心の電話・福岡」実施機関などの変更

福岡県地域精神保健協議会が運営する「心の電話・福岡」の実施機関が変わることに伴い、電話番号および相談時間に変更になりました。

▶**新実施期間** 特定非営利活動法人九州大学こころとそだちの相談室

▶**相談専用電話番号** ☎ 821-8785

▶**相談開設日** 火・木・金(ただし、祝日、盆、年末年始は休み)

▶**相談開設時間** 13時～17時

社会福祉協議会

☎ 933-2160

貸し出します!

●音訳テープ

- 社協だより「わかみず」
- 広報「すえ」
- 議会広報「議会だより」
- 共生のまちづくり「ボランティアだより」

住民課

☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線112)

離婚届 標準様式改正(追加)

民法などの一部改正により、離婚届の標準様式が改正されました。改正法において、未成年の子がいる父母が離婚するときは、面会交流および養育費の支払いについて取り決めるを行うよう明文化されました。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

- (面会交流)
 - 取決めをしている。
 - まだ決めていない。
- (養育費の分担)
 - 取決めをしている。
 - まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線121)

食生活改善推進教室生を募集します

食生活改善推進教室は、栄養・衛生・運動そして調理実習を取り入れた教室です。教室を修了された人には、須恵町が食生活改善推進員に委嘱して、ボランティアで地域のみなさんの健康づくりに協力していただいています。現在は、180人の推進員(ヘルスマイト)が活動されています。

▶**開催日** 6月23日(木) 開講式
7月～毎月第2木曜日

▶**時間** 10時～14時

▶**場所** 保健センター 2階

▶**対象者** 町内在住者30人

▶**受講料** 無料

▶**申込み締切り** 5月31日(木)

▶**その他** 託児室を設けますが、数に限りがあります。

税務課

☎ 932-1495 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線132)

窓口来庁者の確認と委任状の添付が必要です

役場窓口来庁者の確認を厳格にするために、住民課や税務課では諸証明の請求の際に、本人確認のための書類(運転免許証など)の提示をお願いします。

また、自分以外の証明書を請求する場合は、委任状の添付もお願いしています。

みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

住民課

☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線111)

高齢者等運転免許証自主返納支援事業について

須恵町では、高齢者などが原因の交通事故増加傾向に歯止めをかけるため、70歳以上および肢体不自由などの身体の都合により運転免許証を自主返納する人を対象に、身分証明書として使用できる「顔写真付き住民基本台帳カード」(住基カード)を無料で交付する事業を行なっています。

1. **支援内容** 顔写真付住基カードの交付手数料(500円の免除)

※自主返納後1回限りで、住基カードの有効期限は10年です。

2. **対象者** 須恵町の住民基本台帳に記載されている日本国籍の人で①または②に該当する人

①須恵町の住民基本台帳に記載されている70歳以上の人

②視覚障害、聴覚障害、その他肢体不自由などの身体の都合により運転免許証を自主返納した人

3. 申請に必要なもの

ア. 申請による運転免許の取消通知書

イ. 失効した運転免許証

ウ. 印鑑(認め印)

エ. 顔写真1枚(申請時に撮影。持参可。)

縦45mm×横35mm、正面、無帽、無背景、6か月以内に撮影されたもの

4. 注意事項

アの手続きの際、イの書類を受け取る旨を必ず申し出てください。また、どちらも再発行はされませんので、なくさずお持ちください。